奈良県知事 殿

住 所: 法 人 名: 法人代表者職名: 法人代表者氏名:

障害福祉サービスの日中活動系サービス事業所と 共同生活援助事業所の共同生活住居を同一敷地内に開設する際の申出書

このたび、障害福祉サービスの日中活動系サービス事業所(以下、日中活動事業所)と共同生活援助事業所の共同生活住居(以下、共同生活住居)を同一敷地(※)内に開設するにあたり、下記について遵守することを申し出ます。

1. 同一敷地内に設置する事業所名等

日中活動事業所名	サービス種類

共同生活援助事業所名	共同生活住居名

## 2. 確認事項

- (1) 設備・構造上の条件
  - ・各事業所等が、設備の基準をそれぞれ満たし、基準上必要な設備が共用されないこと。
  - ・同一敷地内の2以上の建物を利用して設置する場合は、各事業所等から外部に自由に行き来できること。同一建物である場合には、各事業所等において外部と直接出入りが可能な専用の入り口(玄関)を有し、建物内で相互に往来できない等、建物構造上、独立性が確保されていること。
- (2) 管理・運営上の条件
  - ・各事業所等は、管理、運営においても独立していること。各事業所等において従業者の 勤務体制を確保し、勤務体制や兼務関係については事業所等ごとに明確にすること。
  - ・日中活動系サービス事業所の利用は、利用者本人の意思に基づくものであり、利用者及びその家族等に対し、併設事業所の利用を強制せず、周辺の日中活動系サービス事業所の配置等について十分説明し、広く選択肢を提示すること。
  - ・地域移行の趣旨をふまえた共同生活援助事業所の運営に努めることとし、家族や地域住民、地域社会との交流が促進されるよう事業計画を定め、取組内容を記録すること。
- (3) 共同生活住居の従業者にもこの趣旨を周知し、制度趣旨に沿った運営に努めること。
- (4)以上について、実地指導で確認できるよう、関係書類を整備すること。
- (※) 同一敷地・・・所有関係や分筆の有無に関わらず、一体的に利用可能な一団の土地を同一敷地とみなす。 (「隣接地」も一体的に利用可能であれば「同一敷地」とみなす。)